

「健康増進法の一部を改正する法律」 に関する事業者向け説明会

2020年4月1日より改正健康増進法が全面施行となり、多くの施設において原則屋内禁煙となります。それに伴い、この法律や制度の概要、受動喫煙による人体への健康影響、これからの受動喫煙防止対策の進め方についての説明会を開催いたします。

対象・内容等

県内4カ所で開催します。裏面の申込書にてご希望の会場をお申し込みください。

○対象：県内に所在する事業所・飲食店の施設管理者等

○内容：(1) 受動喫煙による人体への健康影響

富山県厚生センター所長

(2) 「健康増進法の一部を改正する法律」について

富山県健康課

(3) 受動喫煙防止対策の進め方について

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会

各回の定員に達した場合は、その会場の説明会に参加できないことがございますのでご了承ください。

参加費無料

会場

下記4会場から参加会場をお選びください。

【高岡会場】

日時：1月21日（火）10：00～11：30（受付9：30～）

場所：高岡商工ビル2階 大ホール（高岡市丸の内1-40）

定員：150名

【富山会場】（富山市共催）

日時：1月28日（火）14：00～15：30（受付13：30～）

場所：富山県農協会館8階 ホール（富山市新総曲輪2番21号）

定員：150名

【新川会場】

日時：2月5日（水）14：00～15：30（受付13：30～）

場所：ありそドーム 研修室（魚津市北鬼江2898-3）

定員：90名

【砺波会場】

日時：2月13日（木）10：00～11：30（受付9：30～）

場所：ア・ミューホール（南砺市寺家新屋敷366）

定員：150名

主催：富山県 共催：富山市

後援：全国健康保険協会 富山支部、富山産業保健総合支援センター

「健康増進法の一部を改正する法律」に関する 事業者向け説明会 参加申込書

FAX番号 076-444-3496
郵送先住所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

下記項目にご記入のうえ、FAX又は郵送ください。

希望会場に丸を付けてください

高岡会場 (1/21 (火))	富山会場 (1/28 (火))	新川会場 (2/5 (水))	砺波会場 (2/13 (木))

事業所名		
事業所住所		
参加者の役職・氏名	役職	氏名
連絡が取れる電話番号		

◎アンケートにご協力をお願いいたします。

貴施設の今後の受動喫煙防止対策予定について	☐ 1 対応済み ☐ 2 方向性を決定済み ☐ 検討中 ☐ 未定 ☐ その他 () ⇒1、2に該当の場合は、下記のいずれかを○で囲んでください (敷地内全面禁煙・屋内全面禁煙・屋内に喫煙室設置・飲食店内喫煙可(喫煙可能室設置))
受動喫煙防止対策に関する質問等があればご記入ください	

※定員超過等、ご参加いただけない場合のみ、ご連絡いたします。

※お寄せいただきました個人情報は、本説明会の運営のみに使用いたします。

<参加申込締切>

各開催日の5日前まで

<問合せ先>

- 富山市に所在する飲食店・事業所の方
 富山市保健所地域健康課
 TEL: 076-428-1153
 E-mail: hokenjyotiiki-01@city.toyama.lg.jp
- 富山市以外の飲食店・事業所の方
 富山県厚生部健康課がん対策推進班
 TEL: 076-444-3224
 E-mail: akenko@pref.toyama.lg.jp

改正法の内容はこちらへ

厚生労働省ホームページ

<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp>

なくそう!望まない受動喫煙

